

ベルギー

特許規則

1987年5月25日改正

1987年1月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 部 定義

第 1 条

第 2 部 特許出願，展示証明書の提出及び優先権の宣言

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 3 部 代理

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 II 章 特許出願に関する規定

第 1 部 願書

第 8 条

第 2 部 明細書

第 9 条

第 10 条

第 3 部 クレーム

第 11 条

第 12 条

第 4 部 要約

第 13 条

第 5 部 図面の様式に関する規定

第 14 条

第 15 条

第 6 部 出願書類の様式に関する規定

第 16 条

第 17 条

第 III 章 特許出願の分割

第 18 条

第 19 条

第 IV 章 調査報告

第 1 部 調査報告の作成

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 2 部 クレーム，要約及び明細書の文言の書換

第 25 条

第 V 章 補正及び訂正

第 26 条

第 27 条

第 VI 章 特許の付与

第 28 条

第 29 条

第 VII 章 放棄

第 30 条

第 VIII 章 雑則

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 IX 章 最終規定

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 1 章 総則

第 1 部 定義

第 1 条

本勅令の適用上、

「特許法」とは、1984 年 3 月 28 日の特許法をいう。

「庁」とは、経済省工業所有権庁をいう。

「大臣」とは、工業所有権に関する事務について責任を有する大臣をいう。

第 2 部 特許出願、展示証明書 of 提出及び優先権の宣言

第 2 条

[1] 特許出願が郵便によりされた場合は、特許法第 14 条第 2 段落にいう記録には、当該出願が庁において受理された日付及び時刻を記載する。

[2] 非就業日及び受付をする時間帯は、大臣がこれを決定する。

第 3 条

特許法第 5 条[5](b)にいう証明書(当該発明が実際に展示された事実を立証する書面であって当該博覧会における工業所有権の保護について責任を有する当局が当該博覧会の開催期間中に交付したもの)については、出願人は、これを特許出願の日から 4 月の期間内に提出することを要する。

当該証明書は、当該博覧会の開催が始まった年月日及び、当該発明が当該年月日に展示されなかった場合は、当該発明の展示が始まった年月日をも記載するものでなければならない。当該証明書には、当該発明を特定するための書類を添付することを要する。

第 4 条

[1] 特許法第 19 条[1]にいう優先権の宣言に係る書面には、先の出願の年月日、先の出願をその国について若しくはその国においてした国の国名、及び先の出願の番号を記載する。

[2] 先の出願の年月日及び先の出願をその国についてした国の国名は出願時に届け出るものとし、先の出願の番号は優先日から 13 月の期間の満了前に届け出る。

[3] 先の出願の写については、先の出願に係る受理官庁の認証あるものを、当該受理官庁の交付する先の出願の年月日についての証明書を添付して、優先日から 16 月の期間の満了前に提出することを要する。先の出願が、庁に提出されたベルギー特許出願、欧州特許出願又は国際出願である場合は、出願人は、第 1 文にいう期間が満了する前であれば、先の出願の写を提出する代わりに、庁に対し、当該写を特許出願のファイルに収めるよう請求することができる。ただし、庁による写の作成について適用される手数料表に掲げる額の手数料の納付を条件とする。

[4] 優先権の宣言に係る手数料は、特許出願の日から遅くとも 1 月の期間内に納付することを要する。

第3部 代理

第5条

[1] 職業的代理人を選任されている場合は、当該職業的代理人は、署名のある委任状を提出することを要する。当該委任状は、2月の期間内に庁に提出することを要する。

庁は、相当の理由のある請求があった場合は、当該期間を2月延長することができる。

[2] 代理人が、当該代理人に授権をした当事者に係るすべての特許手続をとり得るようにする包括委任状は、これを庁に提出することができる。この場合は、包括委任状の原本を庁に提出する。選任された職業的代理人は、かかる包括委任状の写をその代理する特許出願の各々につき2月の期間内に提出することを要する。

第6条

[1] 特許出願において出願人が2以上ある場合は、願書において、職業的代理人の選任が要件となっている者でないことを条件として、共通の代表者を指定することができる。かかる指定がされた場合は、関係出願人については、職業的代理人の選任は要件とならない。

[2] [1]の規定に従って共通の代表者を指定しなかった場合は、職業的代理人を指定する義務を有さない出願人のうち願書に最初に記載されている出願人を共通の代表者とみなす。

第7条

[1] 庁は、如何なるものであっても、庁に対して手続をとる資格を特許法第 章の規定に従って付与された者であるか否かを確認するための追加的な情報を求めることができる。

[2] 庁の求があった場合はいつでも、委任状を提出することを要する。

第 11 章 特許出願に関する規定

第 1 部 願書

第 8 条

願書は、庁が頒布する様式を用い及び大臣の定める様式に従って作成する。
当該様式には、特許出願人が記入し及び署名する。

第 2 部 明細書

第 9 条

[1] 明細書には、

- (1) 始めに、願書に記載されている発明の名称を記載する。(当該名称は、発明を特定する単一の技術的内容を明瞭かつ簡潔に記述するものでなければならない。)
- (2) 発明の関連する技術分野を明示する。
- (3) 出願人の知る限りにおいて発明の理解及び調査報告書の作成に有用であると思われる先行技術を表示する。(当該先行技術について記述している文献を引用することが望ましい。)
- (4) 技術的課題(そのように明示的に記述されていない場合を含む。)及びその解決方法を理解することができるように、クレームに記載されている発明を開示する。また、発明が当該先行技術との関連において有利な効果を有する場合は、その効果を記載する。
- (5) 図面がある場合は、図面中の各図について簡単に説明する。
- (6) クレームに記載されている発明を実施するための少なくとも 1 の形態を、適当な場合は実施例を用いて、また図面がある場合はその図面を参照して、詳細に記載する。
- (7) 発明の産業上の利用を可能にする方法が明細書又は発明の性質から明らかでない場合は、当該方法を明示する。

[2] 明細書本文は、発明の性質上異なる方法又は順序による方がより理解し易いか又はより経済的であるような場合を除き、[1]に規定する方法及び順序により構成する。

第 10 条

[1] 特許法第 17 条[1]第 2 段落の場合は、明細書には、次の事項を明記する。

- (1) 微生物の特徴について出願人が入手可能な関連情報
- (2) 微生物の培養菌が寄託されている機関(collection)(遅くとも特許出願の日までに寄託する。)及び寄託について付された受託番号

[2] 寄託機関が微生物について受託する資格を付与されるためには、1984 年 1 月 14 日発行の「Moniteur belge」に掲載された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(1977 年 4 月 28 日)」の第 7 条に規定する国際寄託当局としての地位を取得することを要する。

[3] [1](2)に規定する情報は、

- (a) 特許出願の日(優先権の主張を伴う場合は優先日)から 16 月の期間内に、また
- (b) 特許法第 22 条[2]第 2 段落に規定する特許の早期付与の申請に係る書面の提出の日までに届け出る。

[4] 寄託された培養菌が生育不能となったため又は寄託機関が試料を分譲する地位を喪失したために当該培養菌の入手性が中断された場合も、次の手続をすることを条件として、かかる入手性は、なお中断されなかったものとみなす。

(a) 中断された旨が寄託機関又は庁により当該特許の出願人又は所有者に通知された日から3月の期間内に再寄託をし、

(b) 当該再寄託の日から4月の期間内に庁に対し、寄託機関の交付する受託証の写を当該特許出願又は当該特許の番号とともに届け出る。

培養菌が生育不能となったことを理由に入手性が中断された場合は、再寄託は、原寄託をした寄託機関にする。その他の場合は、再寄託は、資格を有する他の寄託機関にもすることができる。

寄託者は、再寄託にあたり、再寄託に係る微生物が原寄託に係る微生物と同一であることを証明する陳述書を提出する。

[5] 寄託された培養菌は、特許付与の日後庁に請求することにより何人もこれを入手できるようにする。かかる入手性は、寄託された微生物の試料を請求人に分譲することをもって実現する。かかる分譲は、請求人が当該特許の所有者に対し、当該特許がその効力を有している限り寄託された培養菌又は当該培養菌から生成された培養菌について如何なる第三者にも開示しないことを約する場合のみ、これを行う。

第3部 クレーム

第11条

[1] クレームには、発明の技術的特徴を記述することにより、保護が求められている事項を明示する。

クレームには、適当な場合は、次のものを含める。

(1) 発明の対象分野を表示し、かつ、保護が求められている事項を明示するために必要となる発明の技術的特徴であって結合して先行技術をなすものを表示する陳述

(2) 特徴部分 「...に特徴を有する(characterized in that)」又は「...を特徴とする(characterized by)」なる文言により導かれる、(1)にいう特徴との結合においてその保護が求められている技術的特徴が記載された部分

[2] 出願の対象とする内容を単一のクレームに記載することがその内容に鑑みて適当でない場合は、特許法第18条の規定に拘らず、同一のカテゴリー(生産物、方法、装置又は用途)に属する2以上の独立クレームを1の特許出願に含めることができる。

[3] 発明の本質的特徴が記載されているクレームには、当該発明の特定の態様に関する1又は2以上のクレームを付することができる。

[4] 他のクレームのすべての特徴を含むクレーム(以下、従属クレームという。)の記載は、可能なときは冒頭に、当該他のクレームを引用して行い、次に、保護が求められている追加の特徴を記載することにより行う。従属クレームは、その直接引用するクレームがそれ自体では従属クレームであるときも認められる。前の単一のクレームを引用するすべての従属クレーム及び前の複数のクレームを引用するすべての従属クレームは、可能な範囲でかつ可能な限り最も実際的な方法で取りまとめて記載する。

[5] クレームの数は、クレームに記載される発明の性質を考慮して妥当な数とする。クレー

ムの数が増える場合は、クレームには、アラビア数字により連続番号を付する。

[6] クレームは、不可欠である場合を除くほか、発明の技術的特徴について明細書又は図面を引用する記載によってはならない。特に、クレームは、「明細書の…の箇所に記載したように」又は「図面の…の図に示したように」のような引用をする記載によってはならない。

[7] 特許出願が図面を含む場合において、クレームがより明瞭なものとなる場合は、クレームに記載されている技術的特徴に、その特徴に係る引用符号で括弧付きのものを付することが望ましい。かかる引用符号は、これをクレームを限定するものと解してはならない。

第 12 条

次に掲げるクレームは、同一の特許出願に含めることができる。

- (1) 生産物の独立クレームに対して、その生産物の製造について特に適用される 1 の方法についての 1 の独立クレーム及びその生産物の 1 の用途についての 1 の独立クレーム、又は
- (2) 方法の独立クレームに対して、その方法の実施のために特に設計された 1 の装置についての 1 の独立クレーム、又は
- (3) 生産物の独立クレームに対して、その生産物の製造について特に適用される 1 の方法についての 1 の独立クレーム及びその方法の実施のために特に設計された 1 の装置についての 1 の独立クレーム

第 4 部 要約

第 13 条

[1] 要約には、発明の名称を表示する。

[2] 要約には、明細書、クレーム及び図面に開示されている内容の簡潔な概要を記載する。概要には、発明の属する技術分野を表示する。概要は、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解できるように起草する。

要約には、該当する場合は、出願書類に記載されている化学式のうち最も発明の特徴を表すものを記載する。要約には、発明の利点若しくは価値を主張する記載又は発明の思惑的な利用についての記載を含めてはならない。

[3] 要約は 100 語以内であることが望ましい。

[4] 序は、特許出願が図面を含む場合において、願書に記載されている図以外の 1 又は 2 以上の図が発明の特徴を一層よく表していると認めるときは、かかる図の公表を決定することができる。要約に記載されている技術的特徴であって図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付する。

[5] 要約は、当該技術分野における調査を効率的に行う手段、特に、当該出願自体を調べる必要性の有無の判断を可能にする手段として機能するように起草する。

[6] 序は、要約について点検をする。その場合、序は、方式上の訂正をすることができる。

第 5 部 図面の様式に関する規定

第 14 条

[1] 図面を記載する用紙については、その使用することができる面は、縦 26.2cm、横 17cm

を超えないものとする。用紙の使用することができる面又は使用した面の周囲には、枠を記載してはならない。余白は、少なくとも次のとおりとする。

上端 2.5cm

左端 2.5cm

右端 1.5cm

下端 1cm

[2] 図面は、次のとおり作成する。

(1) 図面は、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び画で、着色することなく作成する。

(2) 切断面は、平行斜線によって示す。この場合において、引用符号及び引出し線の明瞭な読取りが妨げられてはならない。

(3) 図面の大きさ及び作図の明瞭性は、3分の2の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部が容易に識別できるようなものとする。例外的に図面の尺度を示す場合は、尺度は、図式で表示する。

(4) 図面に記載するすべての数字、文字及び引用符号は、簡潔かつ明瞭なものとする。括弧、円及び引用符は、数字及び文字とともに用いてはならない。

(5) 図面中のすべての線は、通常、製図用具を用いて引く。

(6) 同一の図に含まれる各要素は、異なる比率を使用することが図に明瞭性を与える上で不可欠である場合を除くほか、互いに正確な比率のものとする。

(7) 数字及び文字の大きさは、縦0.3cm以上とする。

図面中の文字は、ローマ字及び、慣習的となっている場合は、ギリシャ文字を用いる。

(8) 図面の同一の用紙には、2以上の図を記載することができる。2以上の用紙に描かれた各々の図が全体として1の図を構成する場合は、当該2以上の用紙に描かれた各々の図は、それらの図の何れの部分も隠れることなく1の図として合わせることができるよう配置する。個々の図は、不必要な間隔を置くことなく、望ましくは図の上下を正しい向きにして、相互に明確に離して配置する。図の上下を正しい向きにして配置しない場合は、図の上端が用紙の左側を向くように図を横にして配置する。個々の図には、用紙の番号とは関係なく、アラビア数字により連続番号を付する。

(9) 明細書及びクレームに用いない引用符号は、図面に用いてはならない。逆の場合も、また同様とする。同一の部分は、引用符号を用いて示す場合は、当該出願書類の全体を通じて同一の符号によって示す。

(10) 図面には、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「ABの切断面」等の単語又は語句が絶対的に不可欠な場合並びに電気回路、ブロックダイヤグラム及び工程図表に係る図面の理解のために表示のための短い語句が不可欠な場合を除くほか、文言を記載してはならない。

[3] 工程図及び図表は、図面とみなす。

第15条

[1] 図面は、発明の理解に必要な場合は、これを特許出願に含める。

[2] 図面が特許出願の日後に提出された場合は、当該図面の提出日を出願日とするよう請求する書面を当該出願人が1月の期間内に提出した場合を除き特許出願に含まれている図面及び図面を引用する記載を削除されたものとみなす旨を、当該出願人に対し、通知する。

[3] 図面が提出されなかった場合は、当該出願人に対し、求の日から1月の期間内に図面を提出するよう求め、また、図面の提出日をもって当該出願の日とする旨又は、当該期間内に図面が提出されない場合は、当該出願に含まれている図面を引用する記載を削除されたものとみなす旨を通知する。

[4] 新たに認定された出願日は、出願人に通知される。

第6部 出願書類の様式に関する規定

第16条

特許法第15条[1]にいう出願書類は、3部提出する。

第17条

[1] 出願書類は、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって、直接に任意の部数の複製をすることができるように作成する。何れの用紙にも、裂け目、しわ及び折り目があってはならない。用紙は、片面のみを用いる。

[2] 出願書類は、可撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、かつ、耐久性のあるA4版の用紙(縦29.7cm、横21cm)を用いて作成する。

各用紙は、その短辺を上下として(縦長にして)用いる。

[3] 出願書類(願書、明細書、クレーム、図面及び要約)の各要素は、それぞれ新しい用紙をもって始まるように作成する。一連の用紙は、容易にめくることができ、かつ、容易に分離し及びとじ直すことができるように綴じる。

[4] 余白は、第14条[1]の場合を除き、少なくとも次のとおりとする。

上端 2cm

左端 2.5cm

右端 2cm

下端 2cm

第1段落にいう余白は、次の数値を超えないことが望ましい。

上端 4cm

左端 4cm

右端 3cm

下端 3cm

[5] 特許出願のすべての用紙には、アラビア数字により連続番号を付する。かかる連続番号は、用紙の上端(余白を除く。)の中央に付する。

[6] 特許出願に係る書類の余白は、その提出の際は、完全な空白としておかなければならない。

[7] 明細書及びクレームの各用紙には、5行目ごとに番号を付することが望ましい。かかる番号は、用紙の左側の余白の右半分に付する。

[8] 願書、明細書、クレーム及び要約は、タイプ印書又は印刷による。

図式記号及び符号、化学式及び数式に限り、必要なときは、手書によることができる。タイプ印書により明細書、クレーム又は要約を作成する場合は、行の間隔は、1.5文字の幅とする。すべての記載事項は、大文字の大きさが縦0.2cm以上の文字及び暗色で退色性のない色

で記載する。

[9] 願書，明細書，クレーム及び要約には，図を記載してはならない。明細書，クレーム及び要約には，化学式又は数式を記載することができる。明細書及び要約には，表を使用することができる。クレームには，表を使用することが望ましい事項についてのみ，表を使用することができる。表及び化学式若しくは数式は，その上下を正しい向きにしては適正に配置することができない場合は，横向きにして用紙に配置することができる。表又は化学式若しくは数式を横向きにして用紙に配置する場合は，表又は式の上部が用紙の左側を向くようにする。

[10] 度量衡の単位は，メートル法で記載する。他の方法で記載する場合は，メートル法によるものを併記する。温度は，摂氏で記載する。他の方法で記載する場合は，摂氏によるものを併記する。密度は，メートル法の単位により記載する。

その他の物理量の単位については，国際慣行に従う。また，数式については，一般的に使用されている記号を用い，化学式については，一般的に使用されている記号，原子量及び分子式を用いる。通常の場合においては，技術用語，記号及び符号は，当該技術分野において一般に採用されているものを用いる。

[11] 用語及び記号は，特許出願に係る書類の全体を通じて一貫して使用する。

[12] 各用紙においては，合理的な範囲を超えて消してはならず，また，訂正，重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。ただし，内容の真正であることに疑いがなく，かつ，良好な複製のための要件が損われないことを条件として，第1文の規定に従わないことを認めることができる。

第 III 章 特許出願の分割

第 18 条

[1] 出願人は、特許付与の日又は調査報告が請求された場合における本勅令第 25 条にいう通知の日までに限り、自己の発意により、自己のなした特許出願について分割出願をすることができる。

[2] 特許出願が特許法第 18 条第 1 段落に規定する要件を満たしていない場合は、出願人に対し、第 22 条[2]にいう通知の日から 4 月の期間内に出願を分割するよう求めるか、又は特許法第 18 条第 1 段落の規定に従うように補正をするよう求める。

第 19 条

[1] 可能な場合は、もとの出願及びすべての分割出願に係る明細書及び図面には、特許法第 18 条第 3 段落の趣旨に沿うように、それぞれの出願において保護が求められている事項についてのみ記載する。

ただし、一方の出願において保護が求められている要素を他方の出願に記述することが不可欠である場合は、かかる要素については、その他方の出願において言及することができる。

[2] もとの出願について適用されるすべての規定は、その出願に係る分割出願についても適用する。

第 IV 章 調査報告

第 1 部 調査報告の作成

第 20 条

特許法第 21 条[1]にいう調査報告の作成について責任を有する政府間機関は、欧州特許庁とする。大臣と欧州特許機構との間には、かかる趣旨の取決を締結する。当該取決は、調査報告の作成に係る条件及び期限を定めるものでなければならない。

第 21 条

調査手数料は、特許出願の日又は、優先権の主張を伴う場合は、優先日から遅くとも 18 月の期間内に納付する。

第 22 条

[1] 欧州特許庁は、特許出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合は、当該特許出願のうち、一連のクレームの中で最初に記載されている発明又は一群の発明(特許法第 18 条第 1 段落に規定するもの)に係る部分について、調査報告を作成する。

[2] 庁は、残りの発明について調査報告が作成されるためには通知の日から 4 月の期間内に所要の調査手数料を納付することを要する旨を当該出願人に通知する。欧州特許庁は、当該特許出願のうち、第 18 条[2]の規定に従ってなされた分割出願においてその保護が求められている発明であってそれについて当該調査手数料が納付されたものに係る部分について、調査報告を作成する。

第 23 条

欧州特許庁は、すべての又はいくつかのクレームについて、第 20 条にいう手続的取決に従い、それを基礎としては当該技術の現状についての有意義な調査をすることができないと認めるときは、調査をすることができない旨の宣言をするか又は可能な範囲について限定的な調査報告を作成する。かかる宣言及び限定的な調査報告は、引き続き手続において、調査報告として取り扱う。

第 24 条

[1] 欧州特許庁が、ベルギー国内で特許出願をされた発明と同一の発明に係るベルギー以外の国の特許又は欧州特許の付与手続において調査報告を既に作成している場合は、当該調査報告を当該ベルギー特許の付与手続において使用することができる。ただし、ベルギー以外の国の特許又は欧州特許の付与手続において、ベルギー特許の付与手続において作成された調査報告を使用することができる場合に限る。

[2] 当該特許出願には、当該調査報告の写 1 通を添付する。

第2部 クレーム，要約及び明細書の文言の書換

第25条

[1] 出願人は，書き換えたクレーム及び要約の文言を書面により提出するための期間として，庁から調査報告を送付された日から4月の期間を猶予される。明細書について補正をする権限の付与の請求は，当該期間内にしなければならない。

[2] 書き換えた明細書の文言は，補正をする権限を付与する旨の通知のあった日から2月の期間内に提出する。

第Ⅴ章 補正及び訂正

第26条

特許法第20条[1]に規定する補正は，出願に含まれている方式違反について庁から通知のあった日から2月の期間内にする。補正に係る手数料の納付は，当該期間内にすることを要する。

庁は，理由のある請求により，当該期間を2月延長することができる。

第27条

特許出願人は，特許が付与されるまでの間であれば，言語学的な誤り及び転写における誤りを訂正することができる。訂正は，訂正を経て得られる表記以外の表記を当該特許出願人が明らかに意図していなかったことが明示された場合に限り認められる。

かかる請求は書面によりするものとし，また，訂正を経て得られる表記をこれに含める。かかる請求は，所要の手数料が納付された場合に限り受理される。

第 VI 章 特許の付与

第 28 条

[1] 特許法第 39 条[1]又は第 39 条[2]の規定を適用した旨，パリ条約の規定を適用した旨（優先権が主張され及び認められた場合），特許出願の日並びに特許付与の日については，特許の内容を定める省決定において明示的に言及する。

[2] 特に，出願人の名称，願書に記載されている発明の名称，特許が分割出願の結果として得られたものである旨並びに特許が，発明の特許性に関する審査を経ず，及び発明の価値又は明細書の正確さに関する保証をされず，及び出願人の危険負担において付与された旨は，省決定に含める。

[3] 出願人が発明者でも単独発明者でもなく，かつ，その事実が庁に知っている場合は，後者の発明者の名称についても特許証に表示する。ただし，当該発明者が，特許付与の日前に庁宛てに請求をして，かかる表示に同意しない旨を示す場合は，この限りでない。

第 29 条

特許証の写は，初回に限り，無料で交付される。特許権者又はその承継人の請求による当該写の追加交付は，所定の表に定める額の手数料の納付を条件とする。

第 VII 章 放棄

第 30 条

特許法第 42 条[1]にいう放棄する旨を陳述する書面は，1 の特許についてのみ作成することができる。2 以上の所有者がある場合は，当該書面には，すべての所有者の署名を付することを要する。放棄する旨の陳述を，特許法第 III 章にいう 1 又は 2 以上の所有者に代わって手続をする者がする場合は，当該書面には，適当な授權書を添付することを要する。

第 VIII 章 雑則

第 31 条

特許法により又は特許法に基づき定められた期間の満了の日が、土曜日、日曜日、法定の休日又は庁の窓口が開いていない日に当たる場合は、当該期間は、後続の最初の就業日まで延長される。

第 32 条

特許法第 22 条[2]第 3 段落にいう期間は、3 月とする。

第 33 条

特許法第 10 条[2]にいう期間は、庁から所有権の変更の通知があった日から、(a)の場合においては 2 月、(b)の場合においては 4 月とする。

第 34 条

[1] 特許法第 45 条[4]第 2 段落にいう申立書には、次の事項を記載することを要する。

(1) すべての当事者の名称及び詳細な住所

(2) 特許出願の年月日、発明の名称並びに特許付与又は特許出願の番号及び年月日

[2] 当該申立書は庁が頒布する様式を用いて作成するものとし、また、ライセンスの付与に係る証書の認証謄本 1 通をこれに添付する。

第 35 条

特許登録簿に登録された事項についての補正の申請は、手数料の納付を条件とする。庁は、如何なる場合も、正当性を立証する書類の提出を求めることができる。

第 IX 章 最終規定

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 38 条

次のものは廃止する。

- (1) 1912 年 12 月 15 日勅令，1924 年 9 月 10 日勅令，1926 年 8 月 29 日勅令，1958 年 9 月 29 日勅令，1959 年 9 月 1 日勅令，1960 年 1 月 22 日勅令，1962 年 10 月 9 日勅令，1964 年 8 月 8 日勅令，1965 年 12 月 20 日勅令及び 1982 年 5 月 10 日勅令により改正された，特許法の実施について定める 1854 年 5 月 24 日勅令
- (2) 1964 年 8 月 8 日勅令により改正された，特許出願の受理に関する 1861 年 9 月 12 日勅令
- (3) 1854 年 5 月 28 日勅令第 3 条の規定により補足され及び 1958 年 9 月 29 日勅令により改正された，1854 年 5 月 24 日法律第 3 条及び第 22 条の規定の実施について定める 1900 年 5 月 7 日勅令
- (4) 特許に係る優先権の宣言にあたり遵守されるべき手続を定める 1914 年 8 月 6 日勅令
- (5) 1961 年 9 月 25 日勅令により改正された，方式違反を含む特許出願に関する 1939 年 8 月 11 日勅令
- (6) ベルギー国内で開催される公的な又は公的に認められた国際博覧会において展示された場合における特許，商標登録及び意匠登録の出願を容易にするための 1957 年 7 月 15 日法律の実施に関する 1957 年 9 月 12 日勅令
- (7) 削除
- (8) 削除

第 39 条

本勅令は，1987 年 1 月 1 日から施行する。

第 40 条

経済省の大臣は，本勅令の実施について責任を有する。